

議案第 24 号

墨田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

墨田区特別工業地区建築条例（平成 15 年墨田区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 3 の項中「第 6 号まで」を「第 3 号まで及び第 11 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正により同法の規制対象となる営業の範囲が変更されることを踏まえ、第 2 種特別工業地区内の建築制限に係る建築物の用途について改める必要がある。